

総会

配布：一般

2017年8月30日

第71会期

議事日程議題 106

2017年8月30日に総会によって採択された決議

[主要委員会に付託なし(A/71/L.81)]

71/319. 人身取引対策国際連合世界行動計画の評価に関する 総会ハイレベル会合の成果文書案

国連総会は、

その第72会期における一般討議の直後の2017年10月に、人身取引対策国際連合世界行動計画¹の評価に関する総会のハイレベル会合の開催を決定した、2015年12月17日の総会決議70/179を想起し、

ハイレベル会合が2017年9月27日水曜日および9月28日木曜日に開催されることを決定した、ハイレベル会合の様式に関する2017年5月4日の総会決議71/287をまた想起し、

総会が、その第72会期における9月27日水曜日および9月28日木曜日に開催される予定の人身取引撲滅のための国際連合グローバル行動計画¹の評価に関するハイレベル会合において、とる行動のために、本決議の添付文書に含まれる「人身取引対策国際連合世界行動計画の実施に関する政治宣言」と題する成果文書案を伝えることを決定する。

第95回本会合

2017年8月28日

¹ 決議64/293。

添付文書

人身取引対策国際連合世界行動計画の実施に関する政治宣言

1. 私たち国際連合の加盟国は、人身取引対策国際連合世界行動計画²およびその中でなされた私たちの約束を再確認し、どこで起ころうとも、このような極悪犯罪を終わらせるために決定的で、一致した行動を取るといふ私たちの強い政治的意思を表示する。

2. 私たちは持続可能な開発のための 2030 アジェンダ³の私たちの約束を想起しまた再確認し、その統合的かつ不可分な性質を認識し、2030 アジェンダがすべての形態の人身取引の撲滅と関連する約束を含んでいることを認め、この点について、パートナーシップの重要性について認識し、また 2030 アジェンダと世界行動計画は相互に補強していることを強調する。

3. 私たちは、貧困、失業、不平等、武力紛争および自然災害を含む、人道緊急事態、性的暴力、ジェンダー差別、社会的排除および疎外化、並びに女性、若者および子どもに対する暴力に関する寛容の文化といった、人々を人身取引に対して無防備にする、社会的、経済的、文化的、政治的およびその他の要因について取り組むという私たちの約束を再確認する。私たちは、人身取引を防止するために教育および意識向上キャンペーンを促進するとして私たちの約束を繰り返し表明する。私たちは、人身取引反対世界デーとしての 7 月 30 日の指定を歓迎する⁴。

4. 私たちは、人道に対する重大な挑戦となりつづけ、人権および基本的自由の享受を侵害しかつ傷つけ、そして人間の尊厳と身体的健全性に対する犯罪および重大な脅威並びに持続可能な開発への挑戦を構成し、そしてこのような人身取引を防止し、取引者を起訴しそして処罰し、被害者を特定しまた保護するためにパートナーシップや措置、並びに犯罪の重大な性質とつりあった刑事司法の対応のための対応を含む包括的なアプローチの実施を要する、

² 決議 64/293。

³ 決議 70/1。

⁴ 決議 68/192 を参照。

特に女性および子どもの人身取引に対する、私たちの強い非難を繰り返し表明する。この点について、私たちは、人身取引を防止し、撲滅する政策、計画および国家戦略の策定を奨励する。

5. 私たちは、人身取引に対する闘いにおけるこれらの文書の中心的役割を考慮し、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約⁵ および国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書⁶の普遍的な批准の決定的な重大性を再確認し、同条約および国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書をまだ批准もしくは加入していない加盟国に対し、優先事項として、そうすることを考慮することを促す。私たちは、これらの文書の締約国に対し、これらを完全且つ効果的に実施することを促し、また条約およびその議定書の実施を評価するための措置の設立の過程を継続するとして国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締約国会合の決定を歓迎する。

6. 私たちは、人身取引に対処するその他の関連する国際文書の普遍的な批准および実施の重要性をまた再確認する。

7. 私たちは、「人身取引」が、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書に規定されるように、少なくとも、他の者を売春させて搾取することまたはその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属または臓器の摘出を含む、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、拉致、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずることまたは他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を勧誘し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受するという意味であるという私たちの認識を再確認する。

⁵ 国際連合、『条約集』 第 2225 卷, No. 39574。

⁶ 同書。第 2237 卷, No. 39574。

8. 私たちは、被害者および助かった人への同情と連帯を表明し、彼（女）らの人権の完全な尊重を求め、そして、人身取引への世界的な闘いにおける変革の代理人としての彼（女）らの役割を認識しつつ、人身取引の防止および撲滅のためのすべての努力において彼（女）らの考え方および経験を組み入れることを更に考慮することを奨励する。私たちは、市民社会およびその他の関連するパートナーと協働しつつ、彼（女）らの回復および生活復帰のための適切な看護、援助およびサービスを提供する。私たちは、政府当局、共同体、家族によってとられた行動の結果として、特定された犠牲者が取引されたことによって罰せられ、犠牲者として苦しまないことを確保する措置を含む、刑事司法過程における犠牲者への司法および保護へのアクセスのための適切な措置にもまた取りかかる。

9. 私たちは、すべての搾取の形態に関する、特に女性および子どもの、人身取引を助長する需要の撲滅を目的として、防止しおよび取り組むための私たちの努力を強化すること、またこの点において、立法上のもしくは刑罰的措置を含む、人身取引の対象となった人々の搾取者を思いとどまらせ、また彼らの責任を確保するための防止的な措置を制定もしくは促進することを約束する。

10. 私たちは、すべての形態の人身取引を犯罪とする私たちの努力を継続し、そして特に資金洗浄、収賄、不正な資金の流れ、移民の密入国および全ての形態の組織的犯罪といった人身取引とつながる可能性のある犯罪の撲滅において、国内法の完全なる尊重と相互の法的援助を伴った情報共有の強化を通すことを含む、このような犯罪に関与する犯罪網を崩壊させまた取り壊すために、母国、通過国、そして到着国における締約国の協力および調整を強化する私たちの公約を再確認する。私たちは、人身取引の事例を認特定し、捜査し、訴追するための法執行および刑事司法制度の能力を向上すること、資金の流れを分析し、そして犯罪組織網を探知することを約束する。

11. 私たちは、人身取引と闘うための世界的な資金の規模が、課題の規模と合致していないことを真剣に懸念し、この点に関し、

(a) 私たちは、政府、政府間、および非政府組織といった構築された支援の経路を通じた、人身取引の被害者に対する人道的、法的および資金的な援助を提供することを目的とした、世界行動計画に従って設立された、特に女性と子どもの、人身取引の被害者のための国際連合自発的信託基金に対する、強い支持を再確認し、そして私たちは、四年ごとの世界行動計画のハイレベル評価における誓約の発表を通すことを含め、全ての利害関係者が、この信託基金に貢献することを招請する。

(b) 私たちは、開発途上国の開発計画を支援することを含む、全ての形態の人身取引を防止するための開発途上国の能力の強化を目的とした、特に開発途上国に対する、能力構築および技術援助を含む、国際協力を強化することの必要性を強調する。

12. 私たちは、特に加盟国に対する支援の確保にあたって、人身取引に応答するための国際連合システムの努力において、全体的な構成および一貫性を確保することの必要性をまた強調する。この点において、国際連合薬物犯罪事務所を調整者として、国際連合の関連機関と人身取引撲滅に関与するその他の国際機関の間の調整および協力を促進するために人身取引反対機関間調整グループが設立されたことを想起する一方で、私たちは、事務総長に対し、国際連合システム内の調整を強化する努力を継続し、また、既存の報告経路を通じて加盟国にそのことに関して情報を提供することを促す。

13. 国際連合システムにおける人身取引反対機関間調整グループによって果たされている重要な役割を認識し、また同グループに対し、世界行動計画の実施に関係するその活動を増加しつづけることを、そのためにも、人身取引防止および撲滅に関連した持続可能な開発のための2030アジェンダの側面を組み入れ、また、将来の活動がどのように調整され、そして努力の重複がどのように回避できるのかを審議することを招請する。私たちは、調整グループに対し、現在活動をしていないが人身取引と取り組む役割を担っている国際連合システムの機関を含むために、その作業部会を拡大することを奨励する。

14. 私たちは、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、および国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の実施のために、既存の能力構築手段、加盟国からの教訓、そしてその他の国際機構において利用可能な専門性を利用することにより、加盟国の要請に基づき、特に加盟国に対して技術援助を提供している、国際連合薬物犯罪事務所の中心的役割を再確認する。

15. 私たちは、自らの各々の職務権限の範囲内での、人身取引反対機関間調整グループのその他の構成員である、特に国際連合人権高等弁務官事務所、国際連合難民高等弁務官事務所、国際連合児童基金、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-ウィメン）、国際労働機関、国際移住機関、国際刑事警察機構（INTERPOL）、国際連合開発計画、国際連合人口基金、国際連合教育科学文化機関、そしてその他の政府間機構の、人身取引に対する世界的な闘いにおける重要な貢献を再確認する。

16. 私たちは、人身取引と効果的に立ち向かうために、性別、年齢および搾取の形態を含んだその他の関連要因によって分類された、人身取引に関する改善されたデータ収集や分析の必要性を繰り返し表明する。従って、私たちは、国の当局による改善されたデータ収集の重要性を認識し、この目的のために、能力構築、財政支援、そして技術援助を通じたものを含む、国際協力を向上する。私たちは、もし適用可能ならば、データ保護に関する私たちの国内法と、また場合に応じて、プライバシーに関連した私たちの国際義務に従って、それを行う。

17. 私たちは、グローバル行動計画に従って、国際連合薬物犯罪事務所によって作成された人身取引隔年世界報告書の重要性を認め、同事務所に対し、世界報告書で公表されることになる、均衡の取れた、信頼性のある、そして包括的な方法による、国、地域そして国際的なレベルにおける、人身取引のパターン、形態、そして流れについての情報を収集を継続することを要請する。

18. 私たちは、特に、難民と移民の大規模な移動は、人身取引と強制労働の対象となるより多くの危険性があると認めた難民と移民のためのニューヨーク宣言⁷を想起する。私たちは、人身取引の被害者のための支援を提供し、そして、人身取引の被害者もしくは人身取引の危機にある人々特定するための対象を特定した措置を通すことを含む、強制退去によって影響を受けた者の中の人身取引を防止するために活動する。私たちは、女性や子どもたちの、出身国から到着国までの旅路において、彼（女）らが人身取引に潜在的にさらされることを含んだ特別な脆弱性に対処するために、年齢およびジェンダーへの配慮が行き届いた、政策や計画の策定を通すことを含んだ措置を取るとした私たちの約束を繰り返し表明する。

19. 私たちは、取引されている女性と子どもたちの数の増加について私たちの深刻な懸念を表明し、人身取引は、彼（女）らに対して過剰な影響を与えていることを認識し、また加盟国に対し、人身取引にあった女性や子どもたちが、再度被害者とならないように保護するための包括的な政策、計画およびその他の措置を制定し、そして子どもの最善な利益のために適当な支援および保護を提供することを求める。

20. 私たちは、武力紛争および自然災害を含む人道緊急事態の状況下における人身取引の問題は、さらなる注目を必要としていることを認識する。私たちは、人身取引の対応に関する、そしてジェンダー専門性、子どもの保護および性的搾取に関する人道緊急事態や平和維持活動に配置される人道および平和維持要員に対しての訓練を奨励する。私たちは、全ての国際連合システム機関と組織に対し、職員を訓練すること、また、武力紛争および人道緊急事態における人身取引の状況を評価する技術的な能力を構築すること、また、取引の被害者を効果的に特定し、防止し、そして対応するために共に作業することを奨励する。

21. 私たちは、一部の地域において、女性や女兒を強制的に結婚や性的奴隷に関与させ、そして男性や男児を強制労働や戦闘員として行動することを押しつけている、テロリスト集団を含む、武装集団と人身取引の間の結びつきが増加していることについて、私たちの深い憂慮を表明する。

⁷ 決議 71/1。

22. 私たちは、人身取引を促進する、情報通信技術、特にインターネットの犯罪的な誤用に、懸念をもって留意し、そして国際法の下でのその他の義務に従い、プライバシーの権利を含む、人権および基本的自由を尊重すると同時に、このような使用に対抗する重要性を強調する。

23. 私たちは、臓器の摘出を目的とした人身取引の犯罪は、搾取の形態を構成し、被害者の人間としての尊厳に対する攻撃であることを再確認し、そして臓器摘出を目的とした人身取引における犯罪集団および非倫理的な医療関係者の関与を非難する。

24. 私たちは、地域的、准地域的および地域間制度を通じたことを含め、また、国際連合システムと特に地域的および国際的機構、民間部門、メディア、議員および非政府組織、学術的機関および信仰に基づく組織を含む市民社会、ならびにパリ原則⁸に従って存在する場合には、国内人権機関を含むその他の利害関係者とのパートナーシップやイニシアティブを通じて了したものを含む、人身取引に終止符を打つための、加盟国による集団的行動の強化の重要性を、可能な限り最も強い文言によって、繰り返し表明する。特に、私たちは、人身取引撲滅における、特に女性と子どもの人身取引に関する人権理事会の特別報告者および人権理事会の現代的形態の奴隷制に関する特別報告者の作業を強調し、世界行動宣言およびこの政治的宣言の実施のための同報告者らの継続した努力を歓迎する。

25. 私たちは、このようなイニシアティブの実施、監視および評価において人身取引された者の見解や経験を考慮しつつ、供給網における人身取引の防止および撲滅のための持続可能なイニシアティブを策定することと実施することにおいて、パートナーシップを促進し、実業界と非政府組織を含む市民社会に従事させ、そして、実業界に対し、人身取引を撲滅するための努力を支援することを奨励する。

26. 私たちは、グローバル行動計画の実施において達成された進展を評価するための四年に一度の総会のハイレベル会合におけるものを含む、このハイレベル会合においておこなって

⁸ 決議 48/134 添付資料。

いる約束のすべてを組織的にフォローアップし、再検討することを確保するための段取りが必要であることを認識する。